

# 大阪府立大学図書資産管理規程

平成31年4月1日

規程第327号

## (趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人大阪固定資産管理規程第2条第1項の規定に基づき、図書の資産管理について必要な事項を定めるものとする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、大阪府立大学において、図書館が組織として管理する、物品としての管理が可能な図書に適用する。

2 前項の図書館とは、大阪府立大学学術情報センター図書館規程第2条に規定する別表に掲げるものをいう。

## (図書の資産管理者)

第3条 図書の資産管理を行う者として図書管理責任者をおき、学術情報センター図書館長をもって充てる。

## (図書の登録)

第4条 購入その他の方法で図書を取得した場合は、固定資産の適正な管理のために、速やかに図書管理データベースに登録手続を行うものとする。

## (図書の資産計上)

第5条 取得した図書は、次の各号に掲げる取得価額をもって固定資産計上する。

- (1) 購入した図書 購入代価及び付随費用
- (2) 受贈した図書 定価又は同種の図書を参考とした見積額(見積りが困難な場合は、備忘価額)
- (3) 逐次刊行物等を合冊製本して図書とする場合 原則として、合冊製本に要した経費
- (4) 製作による場合 その製作に要した経費

## (事故の報告)

第6条 図書を管理する者は、図書の紛失等の事故が生じたときは、速やかに図書管理責任者に報告しなければならない。

## (蔵書点検)

第7条 図書の蔵書点検は、開架図書にあっては毎年、書庫等の図書にあっては利用頻度に応じて別に定める計画に基づいて行うものとする。

## (不用図書の処理)

第8条 不用となった図書については、別に定める方法により適切に処理しなければならない。

(資産管理責任者への報告)

第9条 図書管理責任者は、決算時において、当期の図書の取得状況、除却状況等を記載した図書の保管状況を資産管理責任者に報告するものとする。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から適用する。